

# 文教委員会資料①

## 1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

資料 議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

こども未来局

(令和6年2月8日)

## 議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

### 1 制定要旨

社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定するものである。

### 2 女性自立支援施設の概要

売春防止法の一部改正により同法の婦人保護施設の規定が削除され、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、女性自立支援施設が規定された。

これに伴い、社会福祉法において、第一種社会福祉事業として定められた婦人保護施設を経営する事業が、女性自立支援施設を経営する事業に改められた。

### 3 女性自立支援施設の基準

社会福祉法において、社会福祉施設（第一種社会福祉事業を行う施設をいう。）の設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令に基づき条例で定めることとされている。厚生労働省令で示された女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、本市における最低基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

第1条（趣旨）	第11条（設備の基準）
第2条（基本方針）	第12条（秘密保持等）
第3条（設備及び運営の水準の向上）	第13条（居室の入所定員）
第4条（配置、構造及び設備の一般原則）	第14条（自立支援等）
第5条（非常災害対策）	第15条（食事の提供）
第6条（安全計画の策定等）	第16条（業務継続計画の策定等）
第7条（苦情への対応等）	第17条（保健衛生）
第8条（帳簿の整備）	第18条（給付金として支払を受けた金銭の管理）
第9条（職員配置の基準）	第19条（関係機関との連携）
第10条（施設長の資格要件）	第20条（電磁的記録）

#### 4 附則

- (1) 令和6年4月1日から施行
- (2) 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第57号）の廃止